

特定利用港湾に関する宮崎県からのご質問への回答

1. 公共インフラ整備について

①今回の目的としては、総合的な防衛体制の強化であり、平素の訓練は有事に備えるための訓練として実施されるものと理解しているが、危機事象発生時に円滑な救援物資輸送を行うための訓練等も有事と同様に重要であるため、「円滑な利用に関する枠組み」を設け、取り組まれるものと理解してよろしいでしょうか。

(答)

- 「特定利用空港・港湾」において設けられている「円滑な利用に関する枠組み」に基づく利用調整の対象は、有事に備えるための訓練のみならず、広報、輸送、補給、休養などを目的とした、自衛隊・海上保安庁の船舶による利用の全てです。
- このため、救援物資輸送を行うための訓練等もこの枠組みに含まれます。

②自衛隊や海上保安庁による円滑な利用を確保するため、平素より防舷材やエプロンなど荷さばき地も含めた施設の維持管理が非常に重要と考えております。このため、特定利用港湾における整備促進については、施設の維持管理面も含めた検討をお願いしたいと思います。

(答)

- 「特定利用港湾」における整備や既存事業の促進は、あくまで民生利用を主とするものであるため、港湾整備事業の既存の制度に基づくこととしています。また、「特定利用港湾」となった後も、自衛隊・海上保安庁の利用の頻度はこれまでと大きく変わらないものと考えております。このため、維持管理費については、これまでどおり港湾管理者において必要な費用を負担いただくこととしています。

2. 民生利用を主とすることについて

①特定利用港湾となったことで自衛隊等の訓練回数は大きく増加しないとのことですが、民生利用の影響としては、訓練回数でなく岸壁の利用期間と考えています。これまで特定利用港湾となった港湾で、以前と比べてどの程度、利用期間（日数）が変化しているのか教えていただきたいと思います。

(答)

- 令和6年度に「特定利用港湾」となった20港湾における自衛隊の訓練（広報・補給等を除く）での岸壁利用日数については、今年2月末時点で年度内の接岸予定日数も含めて取りまとめた結果、令和5年度34日に対して、令和6年度は58日ですが、九州地方の3県（鹿児島県、熊本県、福岡県）について申し上げますと、令和5年度32日に対して、令和6年度は21日です。

②県からの質問 2－③において、「民生利用を主とする」とはあくまでも港湾整備についてと回答されているが、各インフラ管理者は、港湾の整備だけでなく港湾利用に関しても「民生利用を主とする」と認識されているかと思いますので、今後は、誤解を招かないよう丁寧な説明をお願いしたいと思います。

(答)

- 貴県の御意見のとおり、誤解を招かないよう丁寧な説明が重要と考えており、本年 8 月 29 日に内閣官房の HP において更新した「公共インフラ整備の概要資料」において、整備面と利用面の違いが分かりやすいように修正しました。引き続き、本取組について丁寧な説明に努めてまいります。

③細島港は重要港湾として、港湾計画に基づき、物流を支える港となることを将来像として整備されており、また無秩序な土地利用の回避と臨港地区内の計画的土地利用、民間事業者を含めた港湾活動の活性化を誘導するための分区も設定しているところだ。このため、例えば工業港区の岸壁については、工業用原材料を取り扱う船舶の使用を優先させたり、漁港区の岸壁については、漁船の係留等を優先させることなどは、港湾法第 13 条第 2 項に定めのある不平等取扱には当たらないと考えますがいかがでしょうか。

なお、自衛艦であることを理由に施設使用を許可しない判断や、他に利用する者がなく、特別な理由もなしに使用許可しないといった判断は、無論、法に反するものと解しております。※細島港の臨港地区の分区は、殆どが工業港区と商業港区となっています。

(答)

- 港湾の適正な管理運営を図る観点から、例えば岸壁の使用を貨物別に整理し、使用させるといった港湾施設の使用効率を高めるための措置など、合理的な理由がある場合には不平等な取扱にはならないと考えられます。

3. 関連質問（追加）

①国の Q&A の Q 13 において、米軍が本枠組に参加することはありませんとの回答がありますが、今後、自衛隊や海上保安庁の訓練に関し、米軍が参加することはないと理解してよろしいでしょうか。※毎年、日向灘特別掃海訓練は日米共同訓練で実施されており、今後、米軍の参加が増大する可能性はないのでしょうか。

(答)

- 本取組における「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等における「特定利用空港・港湾」の利用を対象とするものです。ここでいう「訓練」には、日米共同訓練も含んでおり、日米共同訓練における自衛隊による空港・港湾の利用について

ては、この枠組みにおける調整の対象となります。

- 他方、米軍が空港や港湾を利用する際には、本枠組みではなく、従来通りの要領で調整を行うこととなります。
- このように、本取組は、米軍の利用の円滑化や米軍の利用の増加を目的とするものではありません。

②インフラ管理者（県）と防衛省、海上保安庁、国交省間の意見交換会時に示されることになる自衛隊の年間訓練計画に係る資料につきましては非公開資料とのことですが、利用調整の円滑な実施に資するよう、関係する港湾利用者にも公表したいと考えておりますので、公表可能な内容について教えていただきたいと思います。

（答）

- 意見交換会におけるやりとりの具体的内容等については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため対外非公表としていますが、関係する港湾利用者に対して必要な情報共有については、その時の利用内容や調整時期によっても変わってくることが想定されることから、意見交換会の中でご相談させていただければと考えています。